



静岡県後期高齢者医療広域連合監査告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成27年度静岡県後期高齢者医療広域連合定期監査結果を次のとおり公表する。

平成27年11月25日

静岡県後期高齢者医療広域連合
代表監査委員 鈴木 得郎



1 監査の種別

定期監査

2 監査の期間

平成27年10月2日から平成27年10月28日まで

3 監査の対象

平成27年度（平成27年4月1日から平成27年8月31日まで）における財務事務

4 監査の方法

毎月実施している現金出納検査の結果を参考に、広域連合長から提出された監査資料と関係書類及び諸帳簿類を照合するとともに、関係職員からの聴取を実施した。

5 主たる観点

財務に関する事務の執行が法令等の定めるところに従い適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、次の2点を重点項目として実施した。

- (1) 支出事務の執行について
- (2) 契約事務の執行について

6 監査の結果

監査の対象とした事務について、計数は正確であると認められた。

また、重点項目とした支出事務、契約事務をはじめ、収入、財産管理に係る事務についても概ね適正に執行されていると認められた。

なお、指名競争入札において、執行当日の辞退により、結果として1者の参加となった事例が見受けられた。

これについては、当広域連合の契約規則に抵触するものではないが、このような場合の取扱いについて整理されるよう助言した。

今後とも、後期高齢者医療制度の円滑な運営とその環境整備に、より一層努められたい。